

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例(平成17年松江市条例第341号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(告示等)

第2条 市長は、条例第6条の規定により緑地保全区域又は自然環境保全区域(以下「保全区域」という。)を指定し、変更し、又は解除したときは、当該区域の属する土地の所在、地番及びその他必要な事項について告示するものとする。

2 市長は、前項の告示をしたときは、告示の日から15日以内に所有者及び占有者に対し、その旨を緑地(自然環境)保全区域指定(変更、解除)通知書(様式第1号)により通知するものとする。

(標識の設置)

第3条 市長は、保全区域を指定したときは、当該区域内の土地に、その旨を表示した緑地(自然環境)保全区域標識(様式第2号)を設置するものとする。

2 保全区域に指定された区域内の土地の権利者等は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の承認を得ないで移転し、若しくは除去し、又は損傷してはならない。

(行為の届出の手續)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出は、緑地及び自然環境保全区域内における行為の届出書(様式第3号)によってしなければならない。

(届出を要しない行為)

第5条 条例第8条第2項に規定する通常管理行為及び軽易な行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 溝、せき、とい、水槽等の設置、修繕又は撤去
- (2) 社寺境内地又は墓地において、石段、踏み石又は墓碑等の設置、修理及び撤去
- (3) 防護柵、土留擁壁その他交通の安全を確保するため必要な施設の設置又は修理
- (4) 通常自家の生活の用に充てるため必要な木竹の伐採
- (5) 果樹その他農業用に栽培した木竹の伐採
- (6) 樹木の保育のための下刈り、つる切り又は間伐
- (7) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (8) 土地の形質を変更するおそれのない範囲内での土石の採取又は鉱物の掘採
- (9) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (10) 前各号に類する通常管理行為及び軽易な行為

(台帳の備付け)

第6条 市長は、保全区域の台帳を作成し、これを保管するものとする。

2 前項の台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。

3 調書には、保全区域につき、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定区域の名称
 - (2) 指定区分
 - (3) 所在地
 - (4) 面積
 - (5) 指定(変更、解除)の年月日
 - (6) 所有者又は占有者の住所、氏名
- (緑地及び自然環境保全審議会の会長)

第7条 松江市緑地及び自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会に関する会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員の議席は、議長が定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、審議会に諮り関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、都市整備部公園緑地課において処理する。

(補則)

第11条 議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長が定める。

(身分証明書)

第12条 条例第13条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第4号)のとおりとする。

(買取り)

第13条 条例第14条の規定により土地等の買取りを行うときは、適正な価格で買い取るものとする。

2 前項の適正な価格については、地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条の規定による公示価格を基準としなければならない。

(資金のあっせん及び補助)

第14条 条例第14条の規定により、予算の範囲内において、次の各号のいずれかに該当するものについて資金のあっせん及び費用の一部を補助することができるものとする。

(1) 条例第3条第2項の規定により事業者が行う緩衝緑地の整備に要する費用

(2) 指定区域の維持管理に要する費用

2 前項に規定する補助のほか、指定区域の所有者に対し、指定区域に係る当該年度における固定資産税及び都市計画税相当額を補助することができるものとする。

3 第1項の規定による補助を受けようとする者は、緩衝緑地設置(指定区域維持)費補助金交付申請書(様式第5号)に工事計画書を添付して市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、緩衝緑地設置(指定区域維持)費補助金交付決定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、前項の通知を受けた者に、当該工事完了後速やかに緩衝緑地設置(指定区域維持)工事完了届出書(様式第7号)を提出させ、工事完了の検査後補助金を交付するものとする。ただし、工事計画書に適合していないときは、この限りでない。

6 第2項の規定による補助の申請及び当該申請に対する交付決定は、緑地及び自然環境保全区域補助金交付申請書(様式第8号)及び緑地及び自然環境保全区域補助金交付決定通知書(様式第9号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成17年5月23日松江市規則第287号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日松江市規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月19日松江市規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日松江市規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日松江市規則第11号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年12月24日松江市規則第83号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

緑地(自然環境)保全区域指定(変更、解除)通知書

松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例第6条の規定により、保全区域を下記のとおり指定(変更、解除)したので通知します。

記

通 知 の 種 類		☐ 指 定	☐ 変 更	☐ 解 除
指 定	指 定 区 域 の 名 称			
	指 定 区 分			
	所 在 地			
	指 定 年 月 日	年 月 日		
変 更	指 定 区 域 の 名 称			
	所 在 地			
	変 更 年 月 日	年 月 日		
	変 更 理 由			
解 除	変 更 内 容			
	指 定 区 域 の 名 称			
	所 在 地			
	解 除 年 月 日	年 月 日		
除	解 除 理 由			

様式第2号(第3条関係)

←		900mm		→	
		緑地(自然環境)保全区域		↑	
		この区域は、松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例第6条に規定する保全区域に指定しています。			
指 定 区 域 の 名 称				600mm	
面 積					
指定年月日及び指定番号		年 月 日 第 号			
指 定 の 要 旨					
		松 江 市		↓	

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

松江市長 氏 名 様

住所
届出者 氏名

緑地及び自然環境保全区域内における行為の届出書

松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり
届け出ます。

記

指定区域の名称		
所在地		
行為の種類及び内容		
目的		
規模		
施行者	住所	
	氏名	
施行の期間		
※ 受付番号		年 月 日 第 号
※ 協議内容		
※ 協議年月日		年 月 日

備考

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 行為をしようとする場所及び行為の規模の概要を表示した図面を添付すること。

様式第4号(第12条関係)

(表)

←

90mm

→

↑

60mm

↓

第号

身分証明書

所属
職名
氏名

年月日生

上記の者は、松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例第13条第1項に規定する職員であることを証する。

年月日

松江市長氏名印

(裏)

松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例(抜すい)

(実地調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして関係の場所の実地調査をさせることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 土地等の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による実地調査に協力しなければならない。

様式第5号(第14条関係)

年 月 日

松江市長 氏 名 様

申請人 住 所
ふ り が な
氏名又は団体名
及び代表者氏名

緩衝緑地設置(指定区域維持)費補助金交付申請書

松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例施行規則第14条第3項の規定により、下記
のとおり補助金の交付を申請します。なお、補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは
暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないことを誓約します。

記

当 該 工 事 費	円
補 助 申 請 額	円
所 在 地	
工 事 の 概 要	

様式第6号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

緩衝緑地設置(指定区域維持)費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

交 付 決 定 額	円
所 在 地	
条 件	

様式第7号(第14条関係)

年 月 日

松江市長 氏 名 様

住所
届出者
氏名

緩衝緑地設置(指定区域維持)工事完了届出書

松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例施行規則第14条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 所 在 地

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否

備考 ※印欄は、記入しないこと。

様式第8号(第14条関係)

年 月 日

松江市長 氏 名 様

申請人 住 所
ふ り が な
氏名又は団体名
及び代表者氏名

緑地及び自然環境保全区域補助金交付申請書

松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例施行規則第14条第6項の規定により、下記のとおり指定区域に係る補助金の交付を申請します。なお、補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないことを誓約します。

記

補 助 申 請 額	円
指 定 区 域 の 名 称	
所 在 地	

備考 年度中途において保全区域に指定(変更、解除)されたときは、指定月数に応じ月割計算により算出すること。

様式第9号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

緑地及び自然環境保全区域補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定区域に係る補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

交 付 決 定 額	円
指 定 区 域 の 名 称	
所 在 地	